

一般競争入札による 市有地売払いのご案内 (令和7年度)

令和7年7月

相模原市 緑区役所 津久井まちづくりセンター

お問合せ先

津久井まちづくりセンター総務班(津久井総合事務所 1階)

住所 〒252-5172

相模原市緑区中野633

電話 042-780-1402(直通)

FAX 042-784-7474

一般競争入札による市有地売払いの概要



目 次

ページ

◇ 一般競争入札による市有地売払いのご案内

1	入札に参加される前に	1
2	入札物件	3
3	入札参加者の資格	3
4	契約に当たって付す条件	4
5	申込みに必要な書類	4
6	申込みの受付	5
7	質問及び回答	6
8	入札日及び落札者の決定方法	6
9	入札日の持参品	6
10	売買契約の締結等	7
11	契約締結時の持参品	8
12	売買代金の支払い方法	8
13	所有権の移転等	8
14	入札に当たっての留意事項	8
15	その他	10
16	地中レーダ探査結果平面図	11

◇ 参考

印紙税額	12
登録免許税額	12

	ページ
地方自治法施行令（抄）	1 2
地方自治法（抄）	1 3
相模原市暴力団排除条例（抄）	1 3
神奈川県暴力団排除条例（抄）	1 4
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）	1 5
◇ 銀行振出小切手の見本	1 6
◇ 市有財産売買契約書（案）	1 7
◇ 物件調書、案内図、位置図、明細図	2 2
◇ 一般競争入札による市有地売却参加申込書	2 6
◇ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書	2 8
◇ 質問回答書	3 1
◇ 入札書	3 3
◇ 委任状	3 4
◇ 津久井まちづくりセンター及び入札（開札）会場案内図	3 5

一般競争入札による市有地売払いのご案内

1 入札に参加される前に

(1) 本案内書をよくお読みください。

本案内書には、入札に参加する手順、入札日時、落札した場合の契約内容、物件調書など、入札に当たって必要な内容が記載されていますので、入札に参加される場合は本案内書をよくお読みください。

(2) 物件は、相模原市による工事後の引渡しです。※入札時と引渡し時で物件の現況が異なりますのでご注意ください。

ア 物件の引渡し前に、地中レーダ探査結果（11ページ）に対応した箇所で以下の工事を実施する予定です。

①地中ガラ、②地中埋設管撤去工事（地表から最大2m。工事後、埋戻し有）

③油分※と思われるものを含んだ土地の天地返し

※伐採した樹木を置いていた場所から検出されたもの。

④倉庫解体工事

工事は令和8年1月頃までの完了を予定しています。

その他物件調書に特段の記載の無い限り、工事対象以外は現況有姿（あるがままの状態）での引渡しとなります。

イ 隣接地から物件に越境物がある場合や隣接地への越境物がある場合についても、現状のままでの引渡しです。相模原市では、越境物を解消するための協議や手続きは行いませんので、買受人において対応してください。契約後に越境が判明した場合も同様です。

越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件調書の参考事項欄に記載してあります。ただし、樹木、草木、簡易に移設できるものの越境については、記載していない場合もあります。

ウ 従前の建築物による埋設物は撤去しますが、物件調書に記載されている埋設物以外の埋設物の存在が明らかになった場合は、買受人において対応してください。

エ 地耐力の調査は実施していません。建築物を建設する際に、地盤改良工事等が必要となった場合は、買受人が対応してください。

オ 物件に電柱等がある場合で、所有権移転後に事業者と電柱等の敷地利用に関する手続きを行う必要がある場合は、買受人の連絡先を事業者提供させていただきます。

カ 現況有姿での引渡しにつき、物件の敷地内の除草・伐採及びその費用負担について

は、相模原市では対応しません。また、上記アに記載した工事の後であっても、物件の敷地内に、ゴミ、ガラ、砕石等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担については、買受人が対応してください。

キ 買受人は、売買契約締結後、物件の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないものを発見しても、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

(3) 建築制限等について、事前にご確認ください。

ア 物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることになりますので、計画に見合った利用の可否について、あらかじめ関係機関にご確認ください。

なお、購入後、開発の工事等を行う際は、各種法令等の規制を遵守し、近隣住民へ配慮してください。

イ 各種供給施設（上下水道・ガス・電気等）の利用に当たっては、事前に各供給機関にご確認ください。

なお、利用に当たって必要な費用については、買受人の負担となります。

(4) 事前に必ず現地をご確認ください。

現地説明会は行いませんので、事前に必ず現地をご確認ください。現地の境界標もご確認ください。

敷地内への門は施錠されているため、敷地内をご確認いただく場合は、日程を指定した上で鍵を貸し出しますので、事前に津久井まちづくりセンター総務班（042-780-1402）へ、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）にご連絡ください。

なお、現地確認の際には、迷惑駐車や隣接地への立入りなど、近隣住民の方の迷惑にならないよう配慮してください。

また、現地確認以外にも関係公簿を閲覧するなどし、十分な調査・確認を行った上で、入札に参加してください。

2 入札物件

入札物件は、次のとおりです。

所 在	地目	面積	用途地域	建ぺい率 容積率	最低売却価格
緑 区 鳥 屋 2372-1、 2372-4、2373、2374-1	雑種地	1,995.58 m ²	指定なし	50% 100%	20,760,000 円

3 入札参加者の資格

次に該当する者以外の方は、どなたでも参加できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項（12、13ページ参照）の規定に該当する者
- (2) 「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書」（28～30ページ参照）を入札参加申込時に提出できない者
- (3) 入札に参加する者が、個人である場合には、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められる者（13、14ページ参照）
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項及び第2項（14、15ページ参照）に違反したと認められる者
- (5) 相模原市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は入札に参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (6) 相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者（15ページ参照）

※入札の参加に当たっては、「14 入札に当たっての留意事項」（8～10ページ参照）も十分にお読みの上、参加してください。

4 契約に当たって付す条件

契約の相手方（落札者＝買受人）に対しては、売買契約において、次の条件を付すこととします。適用期間は売買契約締結から5年間です。

（1）禁止用途を指定すること

落札者は、売買物件を相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはなりません。また、所有権を移転し、又は売買物件を第三者に貸与するときは、当該第三者に禁止用途を継承しなければなりません。

（2）特別違約金を課すこと

落札者が上記（1）の条件に違反した場合は、相模原市は売買代金の100分の30の特別違約金を請求することができます。

5 申込みに必要な書類

（1）一般競争入札による市有地売払い参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）…本案内書26、27ページに添付

※次の添付書類を添付し、申し込んでください。また、売買契約及び登記は、入札参加申込書に記載された申込者が名義人となります。

（2）添付書類

ア 個人の場合

（ア）身分証明書（本籍地市区町村戸籍窓口で発行するもの） 1通

※提出日において、発行後3か月以内のものを提出してください。

（イ）暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書…本案内書28～30ページに添付

イ 法人の場合

（ア）法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） 1通

※代表者事項証明書等内容の簡略化されたものは、お受けできません。

※提出日において、発行後3か月以内のものを提出してください。

（イ）暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書…本案内書28～30ページに添付

ウ 共有の場合

上記に該当するもの

※入札参加申込書及び添付書類は、返却しませんので、ご了承ください。

6 申込みの受付

(1) 受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月15日（火）まで【必着】

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※土曜日・日曜日の受付は行いません。

なお、この期間内に申し込みをしないと入札に参加することはできません。

(2) 受付場所

ア 持参の場合

相模原市 津久井総合事務所 1階 津久井まちづくりセンター 総務班

イ 郵送の場合

〒252-5172 相模原市緑区中野633

相模原市 緑区役所 津久井まちづくりセンター 総務班

電話 042-780-1402（直通）

(3) 提出方法

上記(2)の受付場所に、入札参加申込書及び添付書類を持参又は郵送してください。

郵送の場合は、事前に相模原市緑区役所津久井まちづくりセンター総務班へ電話連絡の上、書留又は簡易書留によりお送りください。

※郵送による提出の場合は、令和7年7月15日（火）までに到着したものを有効とします。

※記入間違いや不備などがありますと、申込みが無効となる場合がありますので、お早めに提出してください。

(4) 参加申込みの受付

入札参加申込書及び添付書類の確認後、持参の場合は、入札参加申込書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。郵送の場合は、その写しを簡易書留にてお送りします。

写しは、入札当日に持参してください。

なお、入札参加申込書の受付後であっても、不正等が判明した場合は、入札に参加することはできませんので、ご注意ください。

7 質問及び回答

(1) 質問期限

令和7年7月15日（火）正午【必着】

※質問回答書は、本案内書31～32ページのものを使用し、必ずファクシミリにより津久井まちづくりセンター総務班（042-784-7474）へ提出してください。

※質問回答書を提出した際は、必ず津久井まちづくりセンター総務班（042-780-1402）までお電話ください。

(2) 回答

令和7年7月18日（金）発送

※相模原市から入札参加者へ簡易書留で郵送します。

8 入札日及び落札者の決定方法

(1) 入札及び開札の日時・場所

ア 日時 令和7年8月1日（金）受付時間 午前9時30分～午前10時00分

入札開始時刻 午前10時15分

イ 場所 津久井総合事務所 3階 第1会議室

※受付・入札とも、上記会議室で行います。

※受付時間に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

※入札開始時刻は、進行状況により遅れることがありますので、ご承知おきください。

※1者のみの参加の場合でも、入札を実施します。

※入札参加申込書の申込者又はその代理人以外は、入札（開札）会場への入場はできません。

(2) 落札者の決定方法

最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

9 入札日の持参品

(1) 入札参加申込書の写し（相模原市の受付印があるもの）

(2) 入札書

入札書への押印は、省略することができます。

※入札書は、本案内書33ページのものを使用してください。

(3) 委任状

入札参加申込書の申込者（共有する場合は、共有者全員）が、入札に参加する場合は不要です。法人の代表権のない方や個人、共有でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任状を持参してください。

なお、委任状には、押印が必要です。

※委任状への押印は、個人の場合は実印又は認印（浸透印は不可）を、法人の場合は印鑑証明書の印を使用してください。落札となった場合は、市有財産売買契約書についても同じ印を使用していただきますので、ご承知おきください。

※委任状は、本案内書34ページのものを使用してください。

（４）入札保証金

入札金額の100分の3以上（円未満切上げ）の入札保証金の納付が必要です。

ア 入札保証金は、銀行振出小切手（電子交換所に加盟の金融機関が振り出したもの）で、発行日より5営業日以内のもの（16ページの見本を参照）をご持参ください。自己振出小切手は、受け付けません。

イ 入札保証金は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの場合に、「入札保証金預り書」と引換えに還付しますが、落札者の入札保証金は契約保証金に充当します。

なお、入札保証金の還付には、利息を付しません。

（５）筆記用具

黒のボールペン又は万年筆をご持参ください。鉛筆や消せるボールペンは、使用できません。

（６）本案内書

10 売買契約の締結等

（１）落札者の方には、入札終了後速やかに「市有地譲渡申請書」を提出していただきます。

市有地譲渡申請書は、入札日に落札者へ交付します。

（２）契約保証金として、契約金額（落札金額）の100分の10以上を売買契約締結までに相模原市が発行する納入通知書により納付してください。

（３）売買契約の締結は、令和7年8月8日（金）までに行います。

期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は相模原市に帰属することになりますので、ご注意ください。

（４）売買契約書（案）は、本案内書の17～21ページのとおりです。

（５）入札参加申込書に記載された申込者名で、売買契約を締結します。

11 契約締結時の持参品

- (1) 売買契約書（相模原市で保有するもの1部）に貼付する収入印紙
- (2) 住民票【個人番号（マイナンバー）の記載のないもの】1通（法人の場合は除く。）
- (3) 入札保証金預り書
- (4) 契約保証金への充当依頼書
- (5) 契約保証金を納付したことを明らかにする書類（領収書の原本）
- (6) 筆記用具

12 売買代金の支払い方法

売買代金は、相模原市が発行する納入通知書により、指定する日までに全額を一括で支払っていただきます。

なお、契約保証金は売買代金に充当しますので、売買代金との差額を納付してください。

納入通知書は1ページに記載している各工事の完了後に発送します。

13 所有権の移転等

- (1) 売買代金を納付したことを明らかにする書類（領収書の原本）を相模原市に提示したときに、所有権の移転及び物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、相模原市が行います。
- (3) 入札参加申込書に記載された申込者（＝売買契約の名義）で登記を行います。
- (4) 売買契約書（相模原市で保有するもの1部）に貼付する収入印紙代、所有権の移転登記に必要な登録免許税相当額の収入印紙代、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (5) 登録免許税額は、相模原市が積算して落札者にお知らせします。
- (6) 上記（4）の収入印紙等は、売買契約締結時に相模原市へ提出してください。

14 入札に当たっての留意事項

入札参加者は、本案内書を熟読いただき、下記の事項をご承知の上、入札に参加してください。

- (1) 市職員の指揮監督に従わず、又はその職務遂行を妨害したときは、当該入札者に対し、参加を拒否し、退場していただきます。
- (2) 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出しなければなりません。
- (3) 入札は、所定の入札書により、入札時に提出しなければなりません。

(4) 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の3以上（円未満切上げ）に相当する金額を銀行振出小切手により納めなければなりません。

(5) 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者名）を記入してください。また、金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。

なお、入札書への押印は、省略することができます。

(6) 提出済みの入札書は、その理由如何に関わらず、引換え、変更又は取消しを行うことができません。

(7) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加の資格のない者のした入札

イ 入札参加申込書を提出していない者のした入札

ウ 上記（4）に定める入札保証金を納付しない者又は入札保証金が指定の金額に達しない者のした入札

エ 1 人の入札者又はその代理人が、同一物件に2 通以上の入札書を提出した入札

オ 公告及び本案内書の記載事項に違反する者のした入札

カ 入札書記載の金額、氏名その他入札要件の記載が確認できない入札

キ 入札書の内容が、最低売却価格を下回る入札

ク 入札書の内容を訂正した入札

ケ 2 名以上の代理をした者の入札

コ 郵送、ファクシミリ等をもって、入札書を送付してきた者のした入札

サ 代理人で、委任状を提出しない者のした入札

シ 代理人で、委任状に委任者の押印が無い者のした入札

ス 入札参加申込みをしたものの、入札参加に係る要件等を満たさない、又は満たさなくなった者のした入札

セ その他不正行為があったと認められる入札

(8) 入札に参加する者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

(9) 入札に参加する者が、入札を辞退しようとするときは、次の各号に掲げるところにより申し出なければなりません。

ア 入札執行前であつては、入札辞退届を提出してください。

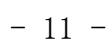
イ 入札執行中であつては、入札辞退届を入札執行者に直接提出してください。

(10) 開札は、入札者の面前で行います。

- (11) 入札参加者が1者のみの場合でも、入札を実施します。
- (12) 落札者は、最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札した者としします。ただし、落札者となる同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。また、その時、当該落札者の入札書には「くじにより決定」の文言を記入していただきます。
- なお、この場合、異議を申し立てることはできません。
- (13) 入札保証金は、落札者を除き、入札保証金を納付した際に発行した入札保証金預り書と引換えに、直ちにこれを還付します。
- なお、入札保証金の還付には、利息を付しません。
- (14) 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当します。
- (15) 落札者決定後、落札者には、「市有地譲渡申請書」を提出していただきます。
- (16) 落札者決定後、入札（開札）会場において、落札者に契約手続き等の説明を行います。
- (17) 現物と公告数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- (18) 落札者が契約締結の期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は相模原市に帰属することになります。

15 その他

本案内書に定めのない事項については、相模原市市有財産条例施行規則（昭和40年相模原市規則第57号）その他関係法令の定めるところによります。



【参 考】

○印紙税額

契約金額（売買金額）	印紙税の税額（令和9年3月31日まで）
1千万円を超え5千万円以下	1万円

○登録免許税額

土地の売買による所有権の移転登記 課税標準の価額×1,000分の15（令和8年3月31日まで）
--

※課税標準の価額は、固定資産税課税台帳価格（入札物件の近傍類似地の固定資産税課税台帳価格に比準して算定）です。

※上記により算出した結果が、1千円未満である場合の登録免許税額は、1千円になります。

※登録免許税額は、相模原市が積算して落札者にお知らせします。

○地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○相模原市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、

又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(法人その他の団体にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。以下同じ。)の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

○神奈川県暴力団排除条例(抄)

(利益供与等の禁止)

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。

(2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。

(3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。

(4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。

(5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物(現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。)の増築、改築又は修繕を請け負うこと。

(6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

3 (略)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (抄)

(用語の意義)

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- (1) キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- (2) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- (3) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- (4) まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- (5) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

2～4 (略)

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

6～13 (略)

銀行振出小切手の見本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（預金小切手又は預手という。）のみです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。

SA01234	小切手	
支払地 〇〇市		全国5678
(株)〇〇〇銀行〇〇〇支店		0123-456
¥1,000,000※		
上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人 殿へお支払ください。		
振出日 令和〇年〇月〇日		銀 行
振出地 〇〇〇市		
(株) 〇〇〇銀行〇〇〇支店		
支店長 ○ ○ ○ ○ 印		

- (注) 1 振出人、支払人とも同一金融機関であること。
2 持参人又は無記名であること。
3 振出日から5営業日以内であること。
4 一般線引小切手であること。(特定線引小切手は不可)
5 電子交換所に参加している金融機関が振り出したものであること。

市有財産売買契約書（案）

売出人相模原市（以下「売出人」という。）と買受人.....(落札者).....（以下「買受人」という。）とは、次の条項により市有地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売出人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在	区 分	地 目	数 量
緑区鳥屋 2372-1、2372-4、2373、2374-1	土 地	雑種地	1, 9 9 5. 5 8 m ²

（売買代金）

第3条 売買代金は、金.....(落札金額).....円とする。

（売買物件の面積）

第4条 売買物件の面積は、実測面積によるものとし、買受人はこの面積について異議を申し立てない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は売買代金の100分の10以上とする。

2 買受人は、契約保証金を売買契約締結までに、売出人が発行する納入通知書により、売出人に納付しなければならない。

3 前項の契約保証金のうち、金.....(入札保証金額).....円は、入札保証金から充当するものとする。

4 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

5 売出人は、買受人が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 第1項の契約保証金は、売出人が指定する期限内に売買代金の残額を納めない場合、又は買受人の責に帰すべき事由により本契約が解除されたときは、売出人はその返還義務を負わない。

（売買代金の納付）

第6条 買受人は、売買代金を売出人が指定する日までに売出人が発行する納入通知書によ

り、売払人に納付しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、地中埋設物撤去等の工事を市が実施した後、買受人が売買代金を納付したことを明らかにする書類（領収書の原本をいう。）を売払人に提示したときに、売払人から買受人に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 売払人は、前条の規定により売買物件の所有権が買受人に移転したときに現状有姿のまま引き渡す。

(所有権の移転登記)

第9条 売払人は、売買物件の引渡し後、速やかに所有権移転の登記をする。

(契約締結に伴う費用負担)

第10条 所有権の移転登記等本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(登録免許税等の支払い)

第11条 買受人は、本契約締結の際に、売買契約書に貼付する収入印紙及び登録免許税相当額の収入印紙等を売払人に提出しなければならない。

(第三者との紛争)

第12条 売払人は、本契約締結後、売買物件に関して第三者との紛争が生じても一切責任を負わない。

(公租公課)

第13条 売買物件に関する公租公課その他の賦課金は、買受人の負担とする。

(法令の遵守)

第14条 買受人は、売買物件に定められた法令等を遵守しなければならない。

(禁止用途等)

第15条 買受人は、売買物件を相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。

以下第20条において「市条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 買受人は、所有権を移転し、又は売買物件を第三者に貸与するときは、当該第三者に前項の規定を継承しなければならない。

3 第1項に定める条件の適用期間は売買契約締結から5年間とする。

(特別違約金)

第16条 売払人は、買受人が前条に違反した場合には、買受人に対し、売買代金の100分の30の特別違約金を請求することができる。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約不適合責任)

第17条 買受人は、本契約締結後、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを発見しても、当該契約不適合の修補又は売買代金の減額の請求をすることができない。万一、土壌汚染・地下水汚染・油・地中障害物等の契約不適合があったときは、買受人は自己の責任と費用負担においてこれを引き受けて処理するものとする。

2 買受人は、当該契約不適合を理由とした損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

3 買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、契約不適合の修補を請求することができる。ただし、売買代金を超える契約不適合の修補を請求することはできない。

4 前項の請求は、売買物件の引渡しの日から2年以内に限り行うことができる。

(実地調査等)

第18条 売払人は、本契約に定める事項等に関し、必要があると認めるときは、買受人に対し、随時の必要書類の提出、実地調査等に協力を求めることができる。

2 買受人は、正当な理由なく前項に定める協力を怠ってはならない。

(契約の解除)

第19条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る売払人の解除権)

第20条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により買受人に損害が生じても、売払人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 買受人が個人である場合には、その者が、市条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 買受人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 買受人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 買受人が、市条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は買受人の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、買受人は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。
(返還金等)

第21条 売払人は、第19条又は前条第1項に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。

3 売払人が、解除権を行使したときは、買受人は自らが支払った特別違約金及び買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を売払人に請求することはできない。
(買受人の原状回復義務)

第22条 買受人は、売払人が第19条又は第20条第1項の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買受人は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。また、買受人の責に帰すべき事由により売払人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

3 買受人は、第1項に定めるところにより売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

(損害賠償)

第23条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、買受人に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

(返還金の相殺)

第24条 売払人は、本契約の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が売払人に支払うべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができるものとする。

(地元協議等)

第25条 買受人は、工作物等の解体撤去、その他の工事等を行う際は、近隣住民等地元関係者と協議、調整等を自らの責任で行い、紛争が生じないように留意しなければならない。

2 買受人は、所有権を移転し、又は売買物件を第三者に貸与するときは、当該第三者に前項の規定を継承しなければならない。

(疑義の決定)

第26条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、売払人買受人協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 本契約に関する訴訟の提起等は、売払人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売払人及び買受人がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長 本村 賢太郎

買受人 住所
氏名

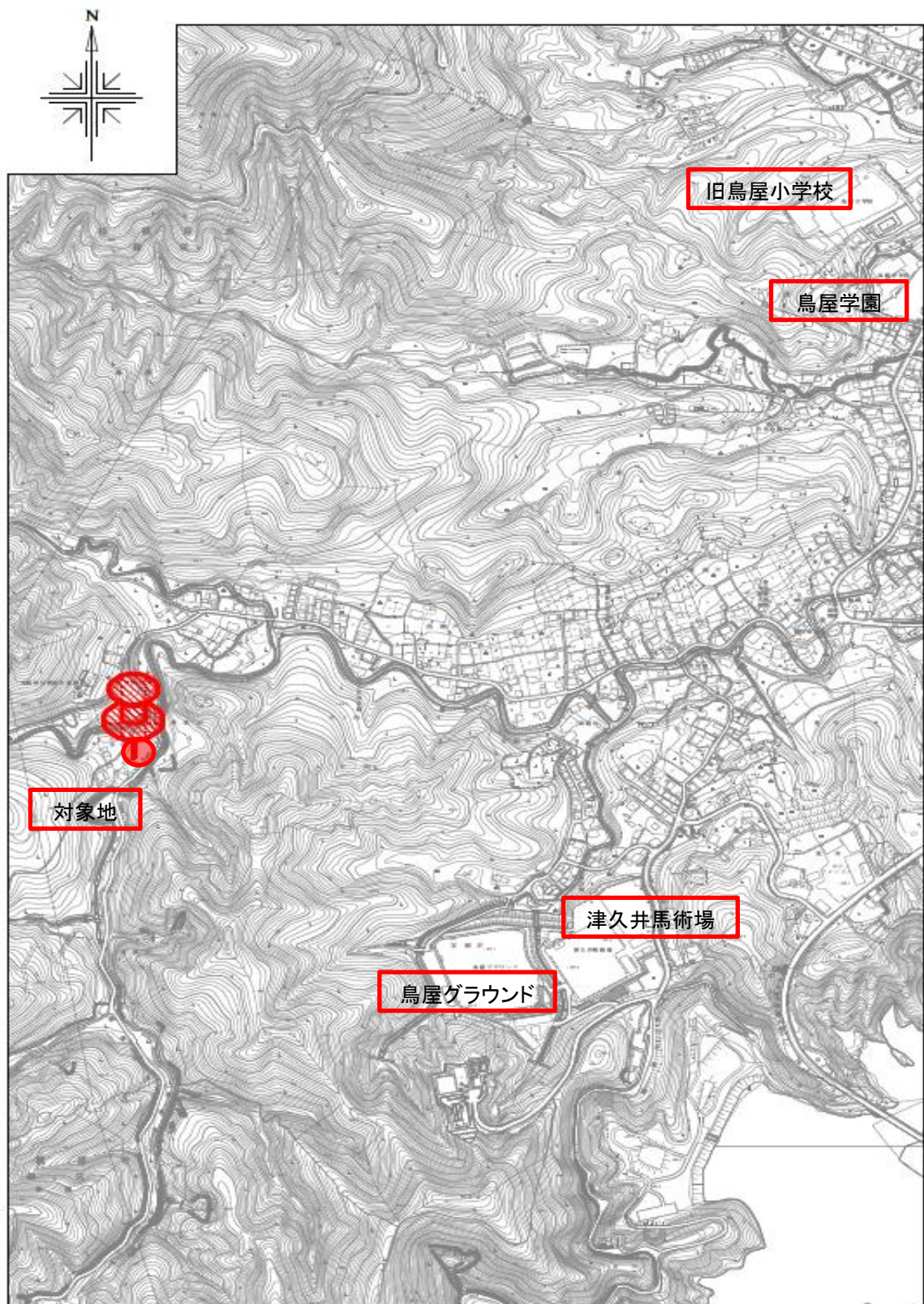
物件調書

所 在	相模原市緑区鳥屋2372-1、2372-4、2373、2374-1			
面積（実測）	1, 995. 58㎡		地 目	雑種地
接面道路の幅員等	南東側に幅員約5mの県道（林道）に接している。接道間口約2m			
都市計画法等の制限等	相模湖津久井都市計画区域		用 途 地 域	指定なし
	建 ぺ い 率	50%	容 積 率	100%
	都 市 機 能 誘 導 区 域	区域外	居 住 誘 導 区 域	区域外
	防火地域等	防火地域等には含まれていません。	埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財包蔵地には含まれていません。
	そ の 他	道路斜線制限、隣地斜線制限などがあります。		
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	-
供給処理施設の状況	電気	可	上水道	可 （水道利用加入金が必要な場合があります。）
	都市ガス	無	下水道	無
交 通 機 関 （歩行距離）	鉄道	ＪＲ 横浜線・相模線、京王相模原線 橋本駅 約16km		
	バス	神奈川中央交通 鳥屋バス停 約1.4km		
公 共 施 設 （歩行距離）	出張所	鳥屋出張所 約2.2km	公民館	津久井中央公民館 約10.6km
	学校	鳥屋学園 約2.1km	郵便局	鳥屋郵便局 約2.3km
参考事項	○昭和40年代まで簡易水道浄水場として利用されていた土地です。 ○敷地は北東側より1.5m程度高く、南東側の県道より2m程度高くなっています。 ○敷地内への進入路は南東側の県道（林道）からのみです。 ○敷地を囲むようにフェンス及び石垣を設置しています（フェンスは一部破損有。北東側はフェンス及び石垣の外側の樹木まで敷地内）。 ○南東からの入口門扉の脇に石のブロックを設置しています。 ○フェンスや石垣、入口の門扉、石のブロック、敷地内の樹木を含めた引渡しになります。 ○上下水道等の配管状況や引込みなどに関しては、入札前に入札参加者が関係機関に確認をしてください。引込みなどに要する費用は、買受人の負担となります。 ○物件の引渡し前に、地中レーダ探査結果（11ページ）に対応した箇所以下の工事を実施する予定です。 ①地中ガウ、②地中埋設管撤去工事（地表から最大2m。工事後、埋戻し有） ③油分※と思われるものを含んだ土地の天地返し ※伐採した樹木を置いていた場所から検出されたもの。 ④倉庫解体工事 工事は令和8年1月頃までの完了を予定しています。 その他物件調書に特段の記載の無い限り、工事対象以外は現況有姿（あるがままの状態）での引渡しとなります。 ○上記工事後に埋設物の存在が明らかになった場合は、買受人において対応してください。 ○地耐力については、調査を実施していません。 入札参加者が地耐力調査を希望する場合は、入札参加者の負担により入札前に調査を実施することができます。地耐力調査後は、原状回復を行ってください。 ○除草や、越境物がある場合の隣接地権者との協議は、買受人において対応してください。			

○物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。

○入札参加申込みをする際には、必ず入札参加者自身において、現地及び諸規制について調査・確認を行ってください。

案内図(緑区鳥屋2372-1他)



位置図(緑区鳥屋2372-1他)



※対象地(色付き)はおおよその場所を示しています。

[illegible]

令和 年 月 日

相模原市長あて

一般競争入札による市有地売払い参加申込書

一般競争入札による市有地売払いについて、次のとおり申し込みます。

1 申込物件

所 在	地 目	面 積
緑区鳥屋 2372-1、2372-4、2373、2374-1	雑種地	1, 9 9 5. 5 8 m ²

2 申込者

(主所有者)	住 所 (法人の場合は所在地)	〒 TEL ()
	ふりがな 氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)	

(共有者)	住 所 (法人の場合は所在地)	〒 TEL ()
	ふりがな 氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)	[持分 分の]
(共有者)	住 所 (法人の場合は所在地)	〒 TEL ()
	ふりがな 氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)	[持分 分の]

<注意事項>

- 1 共有の場合は、持分も記入してください。
共有者が3人以上の場合は、用紙をコピーしてご使用ください。
- 2 「一般競争入札による市有地売払い参加申込書」及び「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書」への押印は、不要です。

<添付書類>

1 個人の場合

- (ア) 身分証明書（本籍地市区町村戸籍窓口で発行するもの） 1 通
※提出日において、発行後 3 か月以内のものを提出してください。
(イ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

2 法人の場合

- (ア) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） 1 通
※代表者事項証明書等内容の簡略化されたものは、お受けできません。
※提出日において、発行後 3 か月以内のものを提出してください。
(イ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

3 共有の場合

上記に該当するもの

※一般競争入札による市有地売却参加申込書及び添付書類は、返却しませんので、ご了承ください。

<入札及び開札の日時・場所>

1 日時

令和 7 年 8 月 1 日（金）受 付 時 間 午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時 0 0 分
入札開始時刻 午前 1 0 時 1 5 分

2 場所

津久井総合事務所 3 階 第 1 会議室

第1号様式

暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

令和7年7月 日

相模原市長 あて

入札参加申込者

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日 T.S.H 年 月 日生

性 別 男 ・ 女

一般競争入札による市有地売払いの参加申込みをするにあたり、入札参加申込者【※】が、相模原市暴力団排除条例第2条第2号から第5号に該当するもの及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（以下「排除対象者」という。裏面参照）に該当しないことを誓約し、下記について確認・同意します。

記

- 1 市長は、入札参加申込者が排除対象者であるか否かの確認のため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会する。
- 2 入札参加申込者が排除対象者である場合は、市長は下記のとおり取扱うものとする。
 - (1) 入札参加申込者は、入札に参加できない。
 - (2) 入札参加申込者の落札決定を取り消す。
 - (3) 入札参加申込者と契約を締結しない。
 - (4) 当該契約を解除することができる。
 - (5) 入札参加申込者について、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づき指名停止を行う。
 - (6) 入札参加申込者と締結している他の契約を解除することができる。
- 3 上記2の結果、入札参加申込者は、損害が生じても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

※入札参加申込者が、法人その他の団体の場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む。

法人その他の団体の場合は、別紙第2号様式「役員等氏名一覧表」も提出すること。

相模原市暴力団排除条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

(市の契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。以下同じ。))の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

※「暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの」には、下記も含まれます。

- ・神奈川県暴力団排除条例第23条第1項に違反している事実がある。
- ・神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反している事実がある。

第2号様式

役員等氏名一覧表

令和7年7月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T、S、H ・		
			T、S、H ・		
			T、S、H ・		
			T、S、H ・		
			T、S、H ・		
			T、S、H ・		
			T、S、H ・		
			T、S、H ・		
			T、S、H ・		

(法人その他の団体においては、全ての役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を記載してください。)

記載された全ての者は、役員に排除対象者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

また、別紙「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書」(第1号様式)に記載された事項について確認・同意しております。

団体名

代表者氏名

令和7年7月 日

相模原市長 あて

所在地
名称
代表
FAX番号

質問回答書の提出について

次の入札について、別紙のとおり質問します。

- 1 件 名 _____ 一般競争入札による市有地売却（緑区鳥屋2372-1他）
- 2 質問回答書 _____ 枚

(※本質問の回答については、全入札参加者に郵送にて送付します。)

質問 回 答 書

件 名

一般競争入札による市有地売払い（緑区鳥屋 2372-1 他）

ご案内での該当ページ等	質問内容	回 答

ご案内での該当ページ等	質問内容	回 答

ご案内での該当ページ等	質問内容	回 答

<お願い>

質問に対する回答は、原則として公開されますので、質問する場合は、会社名や個人名、住所等の質問者が特定または類推できる表記をしないようにしてください。

入 札 書

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

1 件名

一般競争入札による市有地売却

2 物件

所 在	地 目	面 積
緑区鳥屋 2372-1、2372-4、2373、2374-1	雑種地	1, 9 9 5 . 5 8 m ²

上記の金額で入札します。

令和7年8月1日

相模原市長 殿

入札者 住所

氏名.....

(上記の共有者)

住所

氏名.....

住所

氏名.....

代理人 住所

氏名.....

※1 入札書への押印は、省略することができます。

2 金額は、算用数字で右詰めで記入し、最初の数字の前に¥を記入してください。

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、次の入札に関する一切の権限を委任します。

1 件名

一般競争入札による市有地売払い

2 物件

所 在	地 目	面 積
緑区鳥屋 2372-1、2372-4、2373、2374-1	雑種地	1, 9 9 5. 5 8 m ²

令和7年 月 日

相模原市長 殿

住 所
(法人の場合は
所在地)

氏 名
(法人の場合は
名称及び代表者名)

⑩

※1 委任者の印は、個人の場合は実印又は認印（浸透印は不可）を、法人の場合は印鑑証明書の印を使用してください。落札となった場合は、市有財産売買契約書についても同じ印を使用させていただきますので、ご承知おきください。

※2 共有で申し込まれている場合、来られない方全員の委任状が必要となります。この用紙が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。

津久井まちづくりセンター及び入札（開札）会場案内図

公用車第2駐車場

あぐりんず

中野中学校

津久井中央公民館

【入札参加申込書の受付】

津久井総合事務所（本館）1階
津久井まちづくりセンター総務班

【入札（開札）会場】

津久井総合事務所（本館）3階
第1会議室

津久井総合事務所

別館

別棟

本館

正面駐車場

中央公民館駐車場

津久井
保健センター

中野小学校

公用車駐車場

＝お問合せ先＝

相模原市 緑区役所 津久井まちづくりセンター

〒252-5172

相模原市緑区中野633

津久井総合事務所 1階

電 話 042-780-1402(直通)

F A X 042-784-7474

Eメール tsukui-cen@city.sagamihara.kanagawa.jp